

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)について

子ども・子育て支援法第 60 条に基づいて、国は子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）を策定しており、子ども・子育て支援事業計画の作成指針となります。基本指針の主な内容は以下の通りです。

1. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の全体構成

目 次

- 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項** **次頁以降、【概要】を掲載**
- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
 - 二 子どもの育ちに関する理念
 - 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
 - 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割
- 第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項**
- 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方 **次頁以降、【概要】を掲載**
 - 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働
- 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項**
- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
 - 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項 **次頁以降、【抜粋】を掲載**
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
 - 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
 - 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
 - 六 その他
- 第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項**
- 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項**
- 第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項**

2. 主な内容について

■第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項 【概要】

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

内閣府「基本指針の主な記載事項」より

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h250806/pdf/s1-3.pdf>

■第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方 【概要】

事業の実施に関する基本的考え方

- 子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施。
- 市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体
 - ・地域住民の子ども・子育て支援の利用状況＋利用希望を把握
 - 「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成
 - 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施
- 都道府県は広域性と専門性を有する立場から、実施主体たる市町村を支援
 - ・市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業計画」を作成
 - 質の高い幼児期の学校教育・保育を計画的に実施
 - この他、市町村域を超えた広域調整、幼稚園教諭・保育士等の人材確保・質の向上に係る方策、保護を要する子どもに関する専門知識を要する施策等を実施。
 - 国は、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、必要な支援を実施。

内閣府「基本指針の主な記載事項」より

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h250806/pdf/s1-3.pdf>

■第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項 【抜粋】

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

(略)

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものをいう。別表第一において同じ。）を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員

総数（(3)については、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所（法第二十九条第三項第一号規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）に係る必要利用定員総数の合計）を定める。

その際、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

また、都市部を中心とする待機児童の存在に対応した基盤整備を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画において必要である。

(中略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、保育の必要な子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施

設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。この場合において、市町村は、(一) で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次としている平成二十九年度末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

なお、当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

市町村は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

また、市町村は、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。なお、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

(中略)

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準(市町村子ども・子育て支援事業計画において地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第三に掲げるものをいう。別表第一において同じ。)を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え

方を示すこと。

量の見込みを定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、地方版子ども・子育て会議においてその算出根拠を調査審議するなど、量の見込みの算出根拠の透明化を図ること。

（二）実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、（一）により定めた各年度の量の見込みに対応するよう、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、引き続き子どもの健全育成を図る中核的な活動拠点である児童館や放課後子- 22 -ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進することが必要である。

また、地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要である。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要である。なお、その実施に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえること。

内閣府「子ども・子育て支援法に基づく基本方針（案）」より

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_5/pdf/s1-1.pdf